

## 令和元年度 関係機関活動報告一覧

機関・団体名		令和元年度 活動報告	R元年度 活動件数	R2年度 活動内容
1	社会福祉法人 奈良いのちの電話協会	○奈良いのちの電話 0742-35-1000 24時間年中無休 さまざまな悩みをもつ人、生きる気力や望みを失った人へ  ○フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」 0120-783-556 毎月10日8:00～11日8:00  ○ナビダイヤル「自殺予防いのちの電話」 0570-783-556 毎日10:00～22:00	D V相談件数 189件	同左  2020年4～9月 D V相談件数:96件
2	「女性への暴力」 ホットライン奈良	1. 電話相談 毎月第2・4月曜日 10時～16時  2. 各種研修への参加  3. D V被害者支援にかかわる支援者（特に市町村）支援のための集いやワークショップ  4. 県との話し合い	3. 複数回 4. 1回	同左
3	部落解放同盟奈良県 連合会	2019年5月30日 第61期「男女平等社会推進本部」 第1回役員会・幹事会  6月2日 幹部研修会にて第1回男女平等社会推進本部研修会 「女性が企画決定の場に」  8月26日 第2回男女平等社会推進本部研修会 「相談窓口の設置に向けて ～企業の取り組みに学ぶ～」  11月28日 第3回男女平等社会推進本部研修会 「当事者と支援者の両方から見た性暴力 ～もしあなたが相談されたら～」  2020年3月 第4回男女平等社会推進本部研修会 はコロナ感染防止のため中止	—	2020年5月26日 第62期「男女平等社会推進本部」 第1回役員会・幹事会  6月に予定していた幹部研修会がコロナ感染防止のため中止となり、 男女平等社会推進本部研修会も中止  9月16日 第1回男女平等社会推進本部研修会 「ジェンダーで読み解く現代社会」  11月26日 第2回男女平等社会推進本部研修会 「D Vのない社会へ ～D V加害者更生プログラムとは～」  2021年2月～3月 第3回男女平等社会推進本部研修会 「国際的な視野からみた女性の社会進出」等の テーマで学習する予定
4	なら犯罪被害者支援 センター	電話相談 月～金(祝日を除く)10:00～16:00  面接相談 電話相談で事前予約  直接支援 病院、警察署等への付添 弁護士の紹介及び法律相談への付添等	143	左同

# 令和元年度 関係機関活動報告一覧

機関・団体名		令和元年度 活動報告	R元年度 活動件数	R2年度 活動内容
5	一般社団法人 奈良県医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関での診察においてDVをはじめ性暴力・児童虐待等を発見し関係機関と連携して対応した。また、保護施設や警察等からの依頼により、診療を行った。</li> <li>・各種健康相談を実施しており、病気や心身の相談の背景にDV等に関係することがあり対応した。</li> <li>・「妊娠等の悩み相談窓口」の電話相談(産婦人科医会実施)では、妊娠中のDV被害相談があり、関係機関と連携し対応した。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関での診察においてDV等を発見した場合は、関係機関と連携して対応する。また、保護施設や警察等からの依頼により診察を行う。</li> <li>・診察において被害による妊娠・婦人科の病変を診断した場合には、状況に応じ医療機関より警察、および被害者への支援が可能な関係機関(市町村・児相・保護施設等)に連絡し連携して支援する。</li> <li>・各種健康相談での健康面の相談より、DV等に関わる相談対応を行う。</li> <li>・「妊娠等の悩み相談窓口」の電話相談(産婦人科医会実施)では、妊娠中のDV被害や性暴力・児童虐待等の相談に毎日9時～24時対応する。</li> <li>・性暴力・性犯罪被害等については、奈良県性暴力被害者サポートセンター(NARAハート)、およびなら犯罪被害者支援センター、県警等と連携し支援を行う。</li> <li>・なら犯罪被害者支援センターと県産婦人科医会で締結している「性暴力・性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定」に基づき支援を行う。</li> <li>・医師および医師会が関わる内容について、関係機関と連携し積極的に対応する。</li> </ul>
6	公益社団法人 奈良県看護協会	<p>ナースセンター(看護職無料職業紹介所)で平日8:30～17:00 無料相談を実施 その中でDV被害相談対応 令和元年度の実績はない</p>	-	同左
7	奈良弁護士会	<p>県のこども家庭相談センターと連携し、DV等の相談に対応する弁護士を紹介。 法テラスと連携し、DV等の相談に対応する弁護士を紹介。 DVの加害者心理に関する弁護士研修を実施し、DVに関わる関係者(被害者・子どもを含む)対応の研鑽を積んだ。</p>	(会としての件数は把握していない)	<p>県のこども家庭相談センターと連携し、DV等の相談に対応する弁護士を紹介。 法テラスと連携し、DV等の相談に対応する弁護士を紹介。 奈良県内市町村の「DV相談」担当者から、奈良弁護士会所属の弁護士が、法律相談(電話、面談)に応じる制度を開始(当面の間、無償)。DV相談担当者からの法律相談(DVにかかわる相談)に応じることにより、市町村のDV相談担当者のエンパワーメントをはかる。</p>
8	日本司法支援センター 奈良地方事務所 (法テラス奈良)	<p>①情報提供：電話や面談により匿名で何度でも、お問い合わせに対する制度の紹介や相談機関のご案内をします。また犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介も行います。電話番号：0570-079714(平日9時～21時、土曜日9時～17時)</p> <p>②法律相談：経済的に困りの方に対し、無料の法律相談援助(同一案件3回まで)を提供します。</p> <p>③DV・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている疑いがあると認められる対象者からの申込みに基づき、対象者の資力の有無に関わらず(一定の資力がある場合には有料相談となります)、弁護士による法律相談を実施します(DV等被害者法律相談援助)。</p> <p>④立替制度：経済的に困りの方に対し、弁護士・司法書士費用、裁判費用の立替(申請書類の審査あり)を行います。生活保護受給者は猶予制度の利用も可能です。</p> <p>全国から問い合わせがある犯罪被害者支援ダイヤルのうち、R元年度のDVに関する相談(情報提供)は2685件、全体の17.5%にあたります。奈良地方事務所で直接問い合わせを受けたDVに関する相談は、前年度の35件より増加し、53件でした。</p>	DVに関する相談:53件 (法テラス奈良で受けた電話相談の件数)	同左。 前年度に引き続き、制度について、周知が不十分な部分があるため、協議会等を通じて、援助制度の認知度を高めていく。

# 令和元年度 関係機関活動報告一覧

機関・団体名		令和元年度 活動報告	R元年度 活動件数	R2年度 活動内容
9	奈良市 市民部 男女共同参画課	<p>○DV相談 配偶者等からの暴力に関する悩みや問題について専門の相談員が相談および被害者支援に応じる 電話相談：月～土 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分 面接相談(予約制)：月～土 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分</p> <p>○DVの理解を深めるための啓発 相談機関のリーフレット、カードを公共施設及び医師会、歯科医師会の協力を得て医療機関に配置 若い世代へのデートDV防止についての啓発 DV研修の出前講座開催(奈良市立小・中・高等学校教頭対象) DV防止週間(11月)に合わせて市庁舎においてDV防止啓発のパネル展示を実施</p> <p>○奈良市DV相談ダイヤルの広報 市広報誌「しみんだより」掲載</p>	<p>DV相談： 277件 ※件数は配暴センターと女性問題相談で受けた件数の合計件数</p>	<p>○DV相談 配偶者等からの暴力に関する悩みや問題について専門の相談員が相談および被害者支援に応じる 電話相談：月～土 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分 面接相談(予約制)：月～土 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分</p> <p>○DVの理解を深めるための啓発 相談機関のリーフレット、カードを公共施設及び医師会、歯科医師会の協力を得て医療機関に配置 若い世代へのデートDV防止についての啓発 DV研修の出前講座開催 DV防止週間と児童虐待防止推進月間(11月)に合わせて市庁舎において、DV防止啓発と児童虐待防止啓発のパネル展示を同時に実施</p> <p>○市広報誌「しみんだより」による広報 ・DV相談ダイヤル ・新型コロナウイルス感染症による影響を受けている市民に向け、「DVとは？」の特集記事の掲載(6月) ・DV防止啓発と児童虐待防止啓発との連携による啓発(11月)</p>
10	奈良地方務局 人権擁護課	<p>1. 常設相談窓口の開設 開設時間：月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (1) 奈良地方務局人権擁護課 : 奈良市高畑町552番地 奈良地方務局葛城支局 : 大和高田市西町1-63 奈良地方務局桜井支局 : 桜井市粟殿461-2 奈良地方務局五條支局 : 五條市新町3丁目3-2 (2)「みんなの人権110番」 ナビダイヤル：0570-003-110 (3)「女性の人権ホットライン」 ナビダイヤル：0570-070-810 (4)インターネット相談 <a href="http://www.jinken.go.jp/">http://www.jinken.go.jp/</a></p> <p>2. 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施 夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として多く発生していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組を強化するために実施した。</p> <p>3. 人権侵害に対する取組 人権侵害事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた方からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めている。</p> <p>4. 人権出前教室及び街頭啓発の実施</p>	<p>DV相談件数 26件</p>	<p>同左</p>
11	奈良地方検察庁	<p>・各種協議会・研修会への参加 ・被害者支援員による常設窓口の開設 ・捜査・公判における被害者支援 ・被害者通知制度に基づく事件の処分等に関する通知 ・職員への被害者保護意識向上に関する啓発</p>	<p>DV相談件数 0件</p>	<p>同左</p>